

1. 確定拠出年金制度の概要

1. 対象者及び拠出限度額

- | | | |
|----------------------------|-------------------------|-----------|
| (1) 企業型年金(企業拠出のみ)・・・企業の従業員 | 確定給付型を実施している企業 | 月 23,000円 |
| | 確定給付型を実施していない企業 | 月 46,000円 |
| (2) 個人型年金・・・自営業者等 | | 月 68,000円 |
| | 企業の従業員(年金について企業の支援ない場合) | 月 18,000円 |
- 年齢は60歳未満の者

2. 運用

- (1) 加入者が運用指図を行う。
- (2) 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等
- (3) 3つ以上の商品を選択肢として提示する、最低一つの元本確保型商品を加える等の基準を設定。

3. 転職の場合の年金資産の移換

- (1) 資産残高(掛金と運用収益の合計額)は、個々の加入者ごとに記録管理。
- (2) 加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

4. 給付

- (1) 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金。老齢、障害は年金又は一時金として受給可。
- (2) 制度に加入し得ない者となったときは、拠出期間3年以下の場合に、脱退一時金受給可。
- (3) 老齢給付金については、最初の拠出から10年以上経過している場合は、60歳から受給可。10年経過していない場合でも遅くとも65歳から受給可。

5. 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

6. 税制

- (1) 拠出段階 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。
- (2) 運用段階 年金資産に特別法人税課税(平成19年度まで凍結)
- (3) 給付段階 年金の場合は、公的年金等控除適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。